

道総研中期目標期間評価実施要領の概要

道総研の第1期中期目標期間（H22～26）の終了に伴い、地方独立行政法人法第30条に基づく中期目標の達成状況評価（中期目標期間評価）を実施する。

1 評価の方法

(1) 中期目標期間評価は、評価委員会が行う「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

① 項目別評価

法人が中期目標の項目ごとに行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、中期目標の達成状況について調査・分析をし、評価を行う。

② 全体評価

「項目別評価」の結果を踏まえ、法人の業務実績全体について記述式により総合的に評価を行う。

2 法人の自己点検・評価の方法

区分	内 容				
項目別評価	(1) 評価単位～中期計画122項目及び中期目標26項目				
	・中期計画の項目ごとに中期計画の実施状況を自己点検・評価				
	・上記自己点検・評価を踏まえ、中期目標の項目ごとに達成状況を自己点検・評価				
	(2) 評価基準				
	・中期計画（122項目）、中期目標（26項目）の自己点検・評価～4区分				
	中期計画	中期目標	評価基準	判断の目安 ※数値目標は中期計画のみ	
	s	4	中期計画（目標）を上回って実施している	取組の項目に関する事項（右欄の項目以外の項目） 中期計画（目標）を上回って実施しており、特に優れた成果が認められたとき	数値目標 達成度が90%以上(s, a)の評価は取組状況等を勘案の上、判断する。）
	a	3	中期計画（目標）を十分に実施している	中期計画（目標）どおり実施しており、所期の成果等を得たとき	
	b	2	中期計画（目標）を十分には実施していない	中期計画（目標）を実施しているが、所期の成果等が得られなかったとき	達成度が90%未満(b, c)の評価は取組状況等を勘案の上、判断する。）
	c	1	中期計画（目標）を実施していない	中期計画（目標）を実施していないとき	
総括実績	業務全体の実施状況及び特記事項について記述式により記載				
様式	業務実績報告書様式（項目別実績） ・中期計画122項目、中期目標26項目ごとに取組の実績及び特記事項等を記載 ・平成26年度計画の自己点検・評価も合わせて記載 ・これまでの自己点検評価結果及び評価委員会評価結果を参考に記載				

3 評価委員会の評価の方法

区分	内 容	
項目別評価	(1) 法人の自己点検・評価の検証	
	・中期目標及び中期計画の項目ごとに「自己点検・評価」の妥当性の検証	
	・検証は、法人へのヒアリング等を通じて総合的に判断の上、中期目標及び中期計画の業務の実施状況を確認して実施	
	(2) 中期目標の項目別評価	
	・(1)の検証を踏まえ、評価基準により総合的に判断し、中期目標の項目ごとに評価を実施するとともに、特筆すべき点や改善を要する点にコメントを付す	
	・評価委員会評価～5区分（中期目標の26項目を7項目に集約し、個別に評価）	
	区分	評価基準
v	中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
iv	中期目標の達成状況が良好である	中期目標の自己点検評価が全て3以上の場合
iii	中期目標の達成状況が概ね良好である	中期目標の自己点検評価の3以上の割合が概ね9割以上の場合
ii	中期目標の達成状況が不十分である	中期目標の自己点検評価の3以上の割合が概ね9割未満の場合
i	中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合
※評価に当たっては、3以上の割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断する。		
全体評価	項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間における法人の業務実績と、中期目標期間終了時における中期目標の達成状況について、総合的な評価を記述式により行う	

